

会 則

制定 平成14年 8月 9日
改訂 平成21年 6月11日
改訂 平成24年 6月14日



愛知県セルフガード協会

Aichi Prefecture Self-Guard Association

愛知県セルフガード協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、愛知県セルフガード協会（以下「本会」という。）と称する。

- 2 協会の名称を英文により表記する場合には、“Aichi Prefecture Self Guard Association”（略称APSA「アプサ」）を用いる。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、役員会が指名した事業所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の緊密な連絡協調及び警察との連携の下、防犯機器・防犯設備（以下「防犯設備等」という。）に関する知識・技術を有する企業及び専門家との連携を図り、防犯設備の設置・保守管理（以下「設置等」という。）を促進するとともに自主防犯活動に必要な知識を広く普及して、犯罪が発生しやすい環境を改善し、安全で安心できる生活空間を確保し、警察等が推進する地域安全活動に対して、安全産業としての特性を生かした参画を図り、もって、安全で安心して生活のできる愛知県づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅の防犯設備の設置等に関する広報啓発
- (2) 住宅の優良防犯機器、防犯設備の調査研究及び普及促進
- (3) 防犯関係機関、団体、県民からの防犯相談の対応
- (4) 防犯設備アドバイザーの委嘱運用
- (5) 警察等が推進する地域安全活動への協力
- (6) 協会独自の防犯診断士制度の運用
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 会員

防犯設備等の製造、販売又は、施工等の事業を営む事業所で、本会の目的に賛同して入会したものであって、本会事業活動に参画するものを会員とする。

(2) 個人会員

防犯設備士、総合防犯設備士、錠施工技師の資格を有する個人等で、本会の目的に賛同して入会したものであって、本会の防犯設備アドバイザー活動に参画するものを個人会員とする。

(3) 特別会員

学識経験者又は、本会の事業に関係ある者または団体で、役員会が推薦して入会したものを特別会員とする。

(4) 賛助会員

本会の趣旨に賛同して、本会の事業を賛助する団体、事業所とする。

(入会)

第6条 会員、個人会員、賛助会員になろうとする者は、会員の推薦を受け、入会申込書(別記様式第1号①②)を会長に提出し、役員会の承認を受けるものとする。なお、個人会員は勤務先等の推薦を要するものとする。また、特別会員にあっては、入会申込書に代えて入会承諾書(別記様式第2号)を提出するものとする。

- 2 会員には、会員之証(別記様式第3号)および会章を交付する。
- 3 個人会員、特別会員には、会章(別記様式第5号)を交付する。

(会費)

第7条 会員、個人会員、賛助会員は、別表に定める会費等を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会できる。

- 2 前項の場合、2ヶ月前に会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会長は、会員が本会の名誉を著しく棄損し、又は信用を疑わせるような行為を行ったときは、役員会の承認を得て除名することができる。

(拠出金の不返還等)

第10条 退会又は除名された会員が納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

- 2 会員之証は、会長に返還するものとする。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内（会長、副会長たる理事の数を含む。）
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は総会で選出する。

- 2 会長、副会長は役員相互の互選とする。
- 3 理事及び監事は相互に兼任できない。
- 4 事務局長は、会長が指名し、役員会で承認する。
- 5 役員代理は、役員があらかじめ申請し、役員会で承認する。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し会務を総理するとともに防犯設備アドバイザーの警察本部と連名委嘱と、当協会独自の防犯診断士の任命をする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を組織し会務を執行する。
- 4 監事は、会計監査を行う。
- 5 事務局長は、会務の執行を補佐し、会計を行う。

(任期)

第14条 役員任期は定期総会をもって区切りとし2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第15条 本会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は、本会の事業に関係のある者の中から、役員会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べる事ができる。

第4章 会議

(種別)

第16条 会議は、総会、役員会及び事務連絡会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は会員をもって構成する。

- 2 役員会は、理事、監事及び事務局長をもって構成する。

3 事務連絡会は、事務局長、関係役員及び事務局をもって構成する。

(総会の機能)

第18条 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

(役員会の機能)

第19条 役員会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 防犯設備アドバイザーの選任
- (4) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (5) APSA防犯診断士の選任

(事務連絡会の機能)

第20条 事務連絡会は、この会則に別に規定するもののほか、役員会に付議すべき事項を検討する。

(開催)

第21条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。
- 3 事務連絡会は随時、会員、顧問、参与の要請に基づき開催する。

(招集及び議長)

第22条 総会及び役員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 事務連絡会は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

(定足数)

第23条 会議は、その構成員の二分の一以上の出席で成立する。

(決議)

第24条 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委任状出席、委任評決を求めるものとする。
- 3 緊急事項の決議は、書面により賛否を求め、これをもって会議に代えることができる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前2条の規定の適用については、出席したものとする。

(議事録)

第26条 会議の議決については、その都度、議事録を作成する。

第5章 事務局

(機能)

第27条 事務局は、この会則に別に定めるもののほか、会務の執行を補佐し、会計を行う。

- (1) 総会、役員会の決議事項の執行補佐
- (2) 事業計画の推進
- (3) 防犯設備アドバイザー制度の運営
- (4) A P S A防犯診断士制度の運営
- (5) 会議の運営補佐

(構成)

第28条 事務局長及び若干名の事務局長補佐で構成する。

(選任)

第29条 事務局長補佐は事務局長が指名し、役員会で承認する。

第6章 防犯設備アドバイザー制度

(別途要綱)

第30条 この会則に別に規定するもののほか、防犯設備アドバイザー設置運営要綱を役員会の議決を経て別に定める。

第7章 A P S A防犯診断士制度

第31条 この会則に別に規定するもののほか、A P S A防犯診断士制度運営要綱を役員会の議決を経て別に定める。

第8章 会 計

(経費)

第32条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 細 則

(委任)

第34条 この会則に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要なワーキンググループの設置等必要事項は、役員会の議決を経て別に要綱として定める。

附則

この会則は、平成14年8月9日から施行する。

平成21年 6月11日改訂

平成24年 6月14日改訂

別表

入会金・会費及び納入方法

1 納入額

(1) 会員（事業所）

入会金

30,000円

年会費

26,000円

(2) 個人会員

入会金

5,000円

年会費

6,000円

(3) 賛助会員（団体・事業所）

年会費 1口 50,000円（何口でも可）

(4) 特別会員

無償とする

2 納入方法

銀行振込としますので、下記の口座に振り込みしてください。

なお、誠に恐縮ですが、振込手数料は、ご負担ください。

また、振込依頼書の受け取りをもって、領収書と代えさせていただきます。

銀行名	三菱UFJ 銀行（行番0005） 金山支店（店番 288）
口座番号	普通 3522698
口座名	愛知県セルフガード協会 会長 市川 周作

3 納入期限

会費等は、毎年4月30日までにお納めください。

入 会 申 込 書

この度、愛知県セルフガード協会の設立目的に賛同、会則を承認し

○ 会員 (事業所) ○ 賛助会員 (事業所・団体)

として、入会を申し込みます。

※入会する会員欄に○印を付してください

年 月 日

愛知県セルフガード協会会長 殿

申 込 者 名 (事業所名又は個人名)	
所在地・住所	〒
会社概況・従業員数	大・昭・平 年 月 設立 名
(ふりがな) 代表者の役職・氏名等	昭・平 年 月 日生 印
代表者の本籍地	
担当者の部署・氏名	
担当者の電話・FAX・メールアドレス	TEL — — FAX — — メールアドレス
担当者の生年月日	昭・平 年 月 日生
事業所等区分	製造業・販売・施工業・錠前取扱業・設計・ガラス・卸売業・その他()
所属団体・経歴等	
店の形態	店舗 ・ 自宅 ・ 店舗なし

*代表者の免許証の表裏両面コピー、店の概観写真を添付する。

加入 推薦 の会員	事業所名	
	代表者の役職・氏名	
	推薦理由	

*会員の推薦は必須です。

役員評		役員名	
-----	--	-----	--

事務局記載欄

入会申込受付	平成 年 月 日	会員番号	
--------	----------	------	--

入 会 申 込 書

この度、愛知県セルフガード協会の設立目的に賛同、会則を承認し
個人会員 として、入会を申し込みます。

年 月 日

愛知県セルフガード協会会長 殿

(ふりがな) 申 込 者 名	印
自 宅 住 所	〒
自宅 (電話・FAX・メールアドレス)	TEL — — FAX — — メールアドレス
携帯 (電話・メールアドレス)	TEL — — メールアドレス
生 年 月 日	昭・平 年 月 日生
↓○を打つ (ふりがな) (現・元) 勤 務 先 名	
加 入 資 格	総合防犯設備士 / 防犯設備士 / 錠施工技師 ← ○を打つ。
主 な 職 歴	
所 属 団 体 等	

*勤務先(前等)の推薦は必須です。

加入 推薦 の勤務 先等	事 業 所 名	
	推薦者の役職・氏名 ・連絡先	印 TEL — —
	推 薦 理 由	

*会員の推薦は必須です。

加入 推薦 の会員	事 業 所 名	
	推薦者の役職・氏名	印
	推 薦 理 由	

役 員 評		役 員 名	
-------	--	-------	--

事務局記載欄

入会申込受付	年 月 日	会員番号	
--------	-------	------	--

入 会 承 諾 書

この度、愛知県セルフガード協会の設立目的に賛同し、特別会員としての入会を承諾します。

年 月 日

愛知県セルフガード協会 殿

(ふりがな) 承諾者氏名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
事業所／団体名等 (電話)	(TEL — —) 印
役職名	
所在地／自宅住所 (電話・FAX・メールアドレス)	(TEL — —) (FAX — —) (メールアドレス)

加入推薦の会員	事業所名	
	役職・氏名	印
	推薦理由	

事務局記載欄

入会申込受付	年 月 日	会員番号	
--------	-------	------	--

別記様式第3号（会則第6条関係 会員之証）



別記様式第5号（会則第6条関係 会章）



タイタック式ピンバッジ

年 月 日

愛知県セルフガード協会 殿

会員登録情報変更申請書

※ご記入事項をもとに登録作業をおこないます。楷書文字での記入にご協力ください。

ふりがな				
事業所・団体名				
所在地住所	〒 -			
電話番号	() -			
FAX番号	() -			
代表者	役職			ふりがな
				氏名
担当者	役職			ふりがな
				氏名
	生年月日			
	メールアドレス(※)	@		
事業所区分 (複数選択可)	製造業 / 販売 / 施工業 / 錠前取扱業 / 設計 / ガラス / 卸売業 / その他 () ※該当項目に○をお付け下さい。			
所属団体・経歴 (複数選択可)	所属なし / 日本防犯設備協会 / 日本ロックセキュリティ協同組合 / 中京美和SD会 その他 () ※該当項目に○をお付け下さい。			
事業所の形態 (一つ選択)	店舗 / 自宅 / 店舗なし ※該当項目に○をお付け下さい。			
所属人数	総合防犯設備士 _____名 / 防犯設備士 _____名 / 錠施工技師 _____名			
地域ブロック (一つ選択)	A 名古屋東部 / B 名古屋西部 / C 名古屋中部 / D 名古屋南部 / E 尾張 / F 西三河 / G 東三河 ※該当項目に○をお付けください。 →該当地区は、協会ホームページ、 http://www.selfguard.jp の「会員一覧」でご確認下さい。			
取扱防犯設備 (複数選択可)	錠前 / 侵入者検知警報 / 防犯カメラ / 住宅情報盤 / 電気錠 / 出入口管理 / 自動通報 / 防犯灯 / 防犯ガラス / 防犯フィルム / その他 () ※該当項目に○をお付けください。 また、その内容はホームページで紹介されます。			
備考				

■協会役員の会員様におかれましては、下記の項目もご記入ください。
尚、協会担当者とは、別の方を代理者としてください。

協会役員の 代理者	役職			ふりがな
				氏名
	メールアドレス(※)	@		

※ メールアドレスは必ずご記入ください。

※ ご記入された情報は、会員様の登録・更新作業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

■事務局 記入事項

会員種別 (一つ選択)	役員 / 事業所会員 / 賛助会員 / 関係団体 / 愛知県警察
協会役職名	

年 月 日

愛知県セルフガード協会 殿

個人会員登録情報変更申請書

※ご記入事項をもとに登録作業をおこないます。楷書文字での記入にご協力ください。

ふりがな	
個人会員名	
住所	〒 -
電話番号	() -
FAX番号	() -
メールアドレス(※)	@
所属団体・経歴 (複数選択可)	所属なし / 日本防犯設備協会 / 日本ロックセキュリティ協同組合 / 中京美和SD会 その他 () ※該当項目に○をお付け下さい。
事業所の形態 (一つ選択)	店舗 / 自宅 / 店舗なし ※該当項目に○をお付け下さい。
加入資格	総合防犯設備士 / 防犯設備士 / 錠施工技師 ※該当項目に○をお付け下さい。
地域ブロック (一つ選択)	A 名古屋東部 / B 名古屋西部 / C 名古屋中部 / D 名古屋南部 / E 尾張 / F 西三河 / G 東三河 ※該当項目に○をお付けください。 →該当地区は、協会ホームページ、 http://www.selfguard.jp の「会員一覧」でご確認下さい。
備考	

※ メールアドレスは必ずご記入ください。

※ ご記入された情報は、会員様の登録・更新作業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

■事務局 記入事項

会員種別	個人会員
協会活動区分	アドバイザー部会 / 業務部会

改訂履歴表

名称	会則	制定年月日	平成 14 年 8 月 9 日
----	----	-------	-----------------

No.	改訂年月日	改訂理由	主な改訂内容(改訂条項)	承認
1	平成 21 年 6 月 11 日	個人会員の加入。 会章を作成。	個人会員を設ける。 会章の交付を定める。	総会
2	平成 24 年 6 月 14 日	A P S A 防犯診断士制度の運用。	第 4 条、13 条、19 条、27 条、31 条に防犯 診断士制度の運用を定める。	総会
3	令和 2 年 3 月 13 日	元号の改定	会則に関わる各提出文書を西暦表記 に変更	役員会